

◎出張所の設置について

Q 1 出張所の設置の立地条件は、考慮する必要があるか。

(答) 設置を予定する区市町村における通所介護事業所数等の地域状況は問わないが、出張所は主たる事業所との密接な連携を確保しつつ、運営するものであるため、主たる事業所と同一の区市町村のみ設置可能とする。なお、八王子市を除く。

Q 2 主たる事業所と出張所の通常の事業の実施地域はどう設定したらよいか。

(答) 主たる事業所と出張所と、それぞれの事業所所在地から隣接する区域について、別々に設定することができる。

Q 3 出張所に管理者は必要か。

(答) 主たる事業所と一体の事業所として出張所の設置を行うこととなるため、主たる事業所の管理者が出張所の管理者となる。

Q 4 出張所における職員の勤務状況の記録はどのように行うのか。

(答) 出張所ごとに、出勤簿、タイムカード等により適切に勤務状況等が把握できる体制でなければならない。(出勤簿により出退勤管理を行う場合は、日々の勤務時間も表記すること)

また、主たる事業所と出張所で兼務する職員においては、主たる事業所のみならず出張所に赴いて確実に必要な業務を行ったことをサービス提供記録等の中で記録しておくことが必要である。

なお、主たる事業所の管理者は、適切な出退勤状況の把握及び管理に努め、職員の勤務体制や勤務内容等が一元的に管理されることが必要である。

Q 5 営業日及び営業時間は、どのように定めるのか。

(答) 主たる事業所の営業日、営業時間にかかわらず、出張所ごとに定めることができる。

Q 6 出張所の定員は自由に定めることができるのか。

(答) 出張所の定員は自由に定めて差し支えないが、主たる事業所のみで事業所の利用定員が19人以上の場合に限り、出張所の設置を認めている。なお、利用定員数が最大の事業所を主たる事業所とすること

Q 7 主たる事業所と出張所の移動に要する時間は、勤務時間に含めることが可能か。

(答) 管理者、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員が主たる事業所と出張所を行き来するために要する時間は、勤務延時間数に含めることができる。なお、主たる事業所と出張所の移動については、利用者へのサービス提供に支障が生じないように行うこと

Q 8 生活相談員の配置は主たる事業所、出張所ともに必要か。

(答) 生活相談員の配置については、主たる事業所や出張所において、指定通所介護の提供日ごとに、当該事業所の提供時間数（サービス提供開始時刻から終了時刻までの時間数）に相当する勤務延時間数を確保すること

Q 9 看護職員の配置は主たる事業所、出張所ともに必要か。

(答) 出張所の設置が可能な事業所は、利用定員が10名を超えているので、主たる事業所、出張所ともに、単位ごとに看護職員を1以上確保されるために必要と認められる数の配置が必要である。

なお、看護職員については、提供時間帯を通じて専従する必要はないが、当該看護職員は提供時間帯を通じて指定通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする。その場合であっても、提供日ごとに主たる事業所、出張所ともに利用者の健康状態等の確認を行う時間帯は、専従しなければならない。

(参考) 指定通所介護事業所の看護職員配置に係る Q&A

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/6_tuuka_i.files/R040425_tsuusyo_kaigo_QA.pdf

Q 10 看護職員の配置について病院、診療所又は訪問看護ステーションとの連携における注意事項はあるか。

(答) 協定書等に病院、診療所又は訪問看護ステーションの職員の勤務場所が明示されている場合には、サテライト事業所を新たな勤務場所として明記した協定書等の写しを変更届に添付すること

Q 11 サービス提供中に、主たる事業所と出張所との間で利用者を行き来させることは可能か。

(例)

- ・ 出張所でサービスを受けている利用者を、途中で主たる事業所に移動させて入浴サービスを提供する場合
- ・ 主たる事業所でサービス提供を受けている利用者を、途中で出張所に移動させて機能訓練を行う場合 等

(答) サービス提供中に、主たる事業所と出張所とを移動させないと必要なサービスを提供できない状態は認められない。

したがって、①又は②のいずれかで対応すること

- ① 主たる事業所と出張所それぞれで提供するサービスに必要な設備、人員等を揃えること
- ② 計画に基づいた利用者個々のサービス内容を踏まえて、主たる事業所又は出張所のどちらで利用者を受け入れるか日々適切に調整を図ること

Q12 出張所の名称について制約はあるか。

(答) 事業所名称から、主たる事業所の出張所であることが判断できる必要があることから、主たる事業所名（指定事業所名称）の後に出張所名を付けた名称とすること

《記載例》

通所介護事業所〇〇〇 第一出張所 or △△支所 or △△分所 or △△営業所 等
(通所介護事業所本体の名称) + (出張所の名称。任意)

Q13 定款及び登記簿の変更は必要か。

(答) 既指定の通所介護事業所本体の一部出張所としての指定となるので、原則として定款の変更はないと考える。

ただし、医療法人については、医療法に基づき定款変更が必要とされる。(医療法人の定款変更については、医療法人所管課へ確認すること)

◎出張所の設置の手続きについて

出張所を設置した場合には、出張所設置に係わる届出(変更届)を、出張所設置後10日以内に届け出ること

なお、設備に関する基準の確認のため、図面等を作成し東京都福祉保健財団へ事前に相談すること

提出先 〒163-0718

東京都新宿区西新宿二丁目7番1号 小田急第一生命ビル18階

(公財) 東京都福祉保健財団事業者支援部事業者指定室

電話 03-3344-8517 受付時間 9:00~16:30

Q14 変更届出の記載方法

ア 変更届出書第3号様式(第5関係)の項目別記載方法

- ・介護保険事業所番号、事業所名、所在地 …… 主たる事業所の情報を記入する。
- ・変更するサービスの種類 …… 通所介護(指定を受けているサービス名を記入)
- ・変更があった事項 …… 「運営規程」を○で囲む。
- ・変更の内容 …… (変更前) 出張所なし
(変更後) 出張所の設置
名称 ○○○○○○ 住所・電話・FAX
職員配置 職種・氏名
その他は付表6のとおり
- ・変更年月日 …… 出張所設置日

※ 複数の出張所同時設置の場合

変更届出書、運営規程、設置理由書(複数記載)は1部、その他の添付書類は出張所ごとに必要部数を添付すること

イ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表について

①主たる事業所分と②出張所分を添付(合計2部)

ウ 図面及び写真について

・ 図面

出張所の全体図がわかる図面。同図面中に、食堂及び機能訓練室、静養室、相談室、事務室、トイレ・洗面、鍵付書庫等を明示すること。食堂及び機能訓練室の面積算出については、算定した根拠となる計算式を示してください。

・ 事業所内外のカラー写真

次の様子が分かるものを、台紙に4枚貼付けられる大きさに添付すること

【建物外観、建物入口、事務室、鍵付書庫、相談室（プライバシーが確保できていることを確認できる外観／相談室内部）、食堂及び機能訓練室（全体の様子が分かるように、撮影する向きを変えて何枚かに分けて撮影すること）、静養室（静養できるよう個室又はカーテン等で仕切られていることが確認できる外観／静養室内部）、トイレ、洗面設備、その他必要な設備等】

エ 運営規程の変更に関係する項目について（運営規程を変更する場合の参考例）

・ 第〇条 事業所の名称及び所在地

出張所を追加。事業所名、住所等

・ 第〇条 職員の員数及び職務内容

人員増の場合は、その内容を記載すること

人員の内訳に、出張所部分を追加

・ 第〇条 事業所の通常の実施地域

主たる事業所と実施地域が同一の場合は、変更は不要

主たる事業所と出張所とで異なる実施地域を設定する場合は、出張所の項目を追加し、当該地域を記載すること

《記入例》 新規地域名、その他は主たる事業所の実施地域と同じ

・ 第〇条 営業日及び営業時間等

主たる事業所と同一の場合は、変更は不要

主たる事業所と異なる営業日等を設定する場合は、出張所の項目を追加の上、当該営業日、営業時間を記入すること

オ 出張所設置に係る誓約書

別紙様式の「出張所（サテライト）設置に係る誓約書」を提出すること

カ 加算届出書の提出について

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（加算届）の該当項目を記載

なお、算定する加算がない場合も、本表の「その他該当する体制等」欄の「1なし」に○を付して併せて提出すること

Q15 出張所の廃止の際の届出について

- ・ 出張所のみを廃止する場合には、主たる事業所名で、変更届出書により届出を行うこと
- ・ 変更届出書の「変更があった事項」欄の記入は、「運営規程」を○で囲む。
- ・ 変更届出書の「変更の内容」の表記は、「変更後の欄」に、次の例のように記載すること
- ・ 「出張所の減」と記入し、廃止出張所名を明記
- ・ 異動日（出張所廃止日）は、変更年月日欄に記載

Q16 出張所で宿泊サービスを行う場合の届出について

- ・ 主たる事業所とは別に、出張所ごとに単体の宿泊サービス事業所として届出を行うこと
- ・ 主たる通所介護事業所の出張所で行われるものであることが分かる名称にすること

●本Q&Aに関する問い合わせ

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者担当

03-5320-4274

●変更届及び介護給付費算定にかかる体制等に関する届出書（加算届）提出先

〒163-0718

東京都新宿区西新宿二丁目7番1号 小田急第一生命ビル18階

（公財）東京都福祉保健財団事業者支援部事業者指定室

電話 03-3344-8517